

備の基準」を提示した。

③財源の保障については、「文部省は、各地方公共団体がスポーツ施設の計画的な整備を図るに当り、財政事情等を考慮しつつ、所要の財源の確保に努める」と述べているだけで、具体性・現実性が全くない。

④スポーツ施設の管理運営の在り方については、「受益者負担」の必要性を述べ、「委託方式」を例示するなど、公的な管理責任の放棄、商業主義化への水落づけを行っている。

⑤商業施設については、「施設内容、運営方法や指導体制の面において優良な施設を公的に認定する等の奨励策について検討する」として、「公的認定」を打ち出している。

C. 指導者問題について

「保体審答申72」が、指導者問題を重視し、各種指導者の役割、機能、資格などについて述べ、報酬や制度的位置づけについても明確にする必要性を提起していたのに対し、ここでは、認定制度の活用（商業スポーツ施設の指導者にも適用）や研修内容の充実による指導者の資質の向上、及び指導者に対する顕彰制度の拡充が述べられているだけである。

D. スポーツ・クラブづくりについて

「保体審答申72」では、「地域や職場などにおいて、日常生活の中で育ちつつある自発的スポーツグループや組織の発達を促進する必要がある」しかも「施設を中心に発展させることが大切」であるとしていたのに対して、ここではそうした発想は消えて、むしろ、①ニュースポーツの開発、②全国スポーツ・レクリエーション祭の地域版の奨励、③スポーツ・イベントの研究開発等に力点がおかれている。

2. 競技力の向上

この項になると内容が具体性を帯びてくる。それは次のような点である。

①ジュニア期からの一貫指導体制として、その体制づくりを、都道府県教育委員会が行う。また、全寮制体育系中学をブロック単位で設置する。②推薦入学制度の拡充、③卒業後、スポーツ歴を評

価する、④小学生の全国大会の検討の必要を提起、⑤国際競技会で良い成績が期待できる種目につき、地域でのスポーツクラブ設置の促進、⑦国立スポーツ科学センターの設置

さらにスポーツ団体の在り方にまで言及し、「JOCは、……国際競技力の向上に努める」とか、「日本体育協会は、…日本オリンピック委員会と連携・協力し、我が国競技スポーツの向上に寄与することを期待する」などと述べている。

3. 企業、プロ・スポーツとの関係

①企業への賛辞は絶大なものがある。このような賛辞は、審議会の内容として、恐らく世界にその類を見ないであろう。「企業は神様」・「企業国家」の姿を何と「素直に」語っていることか。即ち、「運動部活動を行っている企業は、競技水準の高い選手を従業員として採用し、練習や試合への参加のため勤務上の便宜を図り、経済的に援助するなどの積極的な支援を行い、我が国の競技スポーツの振興に寄与している。また、近年、各種のスポーツイベントへの協賛やスポーツ団体に対する援助など、スポーツ活動に積極的な支援を行う企業が増加してきており、これらの支援は、生涯スポーツ、競技スポーツの両面にわたる振興に寄与している」「今後、スポーツ団体において経済界との適切な連携を強化する方策を検討することが望まれる」そしてさらに「企業の顕彰」を考える必要があるという。企業が資本の論理で動いており、スポーツがその論理に矛盾なく組込まれているにすぎないという社会科学の常識に無知なのか、あるいは、承知の上で媚びているのか。いずれにしても、国のスポーツ政策となろうとする文書に、「真面目に」このようなことが書かれるのであるから、全く「赤面の至り」である。

②プロ・スポーツについても、具体的方策抜き、歯の浮く賛辞が述べられており、国際競技力の向上のため、プロとアマとの連携の推進の必要性、さらにはプロ・スポーツ界の組織化が提起されている。

II. 「保体審審議まとめ」の基本的性格

特徴はおおよそ次の4点に集約される。その第一は、「保体審答申72」路線の全面否定になっているという点である。これは施設整備問題で象徴的に現れたように、「保体審答申72」が、国、自治体の責任を明確にしていたのに対し、「まとめ」は、国の責任の回避、商業主義への依存・門戸開放を面前に打ち出した。第二は、選手強化体制への国民スポーツのインテグレーションである。これまで一握りの選手強化体制であったものを、ジュニア期からの一貫指導体制と称して、教育委員会をまきこんだ体制をつくることによって、国民全体を選手強化体制の中に巻込もうとしている。極めて権力的志向が強い。第三は、上記のことを始め、商業スポーツ施設や指導者の認定、プロ・スポーツの組織化、スポーツ団体の在り方に至るまでの言及等スポーツ全体に対する国家統制の強化である。第四は、競技力を向上させようとするがあまり、商業主義のもつ問題に盲目となり、企業、プロへの全面降伏となって現れている。

III. 内容形成の経緯

- 1986年12月 アジア大会
- 87年4月 臨教審「スポーツと教育」
- 87年6月 政府・財界から厳しい注文
（『朝日』87.6.24付）
- 88年3月 スポーツ振興懇談会報告
- 88年4月 21世紀に向けたスポーツ振興方策
について（諮問）
- 88年8月 ソウル・オリンピック大会
諮問の「中間報告」
- 89年10月 「審議まとめ」

上述のような「審議まとめ」の性格が形成されるにあたり、アジア大会、ソウル・オリンピック大会の惨敗、政府・財界からの「勝つこと」への強い要請、教育状況、政治・経済状況等が、大きなインパクトを与えた。企業とプロ・スポーツの項は、「中間報告」にはなく、それ以後付加えられたことからして、ソウル・オリンピック大会の結果のもった意味は大きいといえる。

IV. 「保体審審議まとめ」は、21世紀のスポーツ政策たりうるか—スポーツの手段化政策に未来はあるか—

次の3点から国民との矛盾を深めていくであろう。

1. 歴史性、社会性、国際性の無視

スポーツについての社会的認識は、歴史的には、スポーツ振興法から「保体審答申72」へと着実に発展し、近年では、「生涯スポーツ」論の中でスポーツが権利であることが公然と語られてきた。国際的には、「Sport for all憲章」（1975年）、ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」（1978年）においてスポーツの権利宣言がなされ、この理念の広がりを実質化が進行している。こうした状況を全く無視しているといわざるをえない。

2. 国民のスポーツ要求との矛盾の激化

①自治体におけるスポーツ振興計画（とりわけ施設整備計画）は、「保体審答申72」にもとづいて推進されてきた。しかしこれが放棄され全く異質な路線にとってかえられた場合、これまでの展開過程との間に矛盾が生じ、スポーツ振興の推進を妨げるものになるであろう。

②今日スポーツの商業主義化が急速に進行し、その弊害が多くの中で指摘されているが、これにさらに拍車をかけることになり、国民との矛盾は益々激化することになるろう。

③少数の選手強化体制を、権力的に国民全体に広げることにより、能力主義、優勝劣敗主義とかかわり、今日「部活」に起こっているような問題を拡大再生産することになるろう。

3. 文化としてのスポーツ固有の発展の論理を放棄し、資本の論理に委ねようとする方向は、スポーツの中に積みあげられ継承されてきた人間的な思想・精神性を否定ないしは放棄していくことにつながっていくであろう。

このように見てくると、「保体審まとめ」は、日本の歴史社会の発展に即した21世紀のスポーツ政策たりえないことは明らかであろう。時代の精神を踏まえた、真の意味で21世紀に向けたスポーツ政策が創造されねばならない。